

平成19年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年6月22日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳	総 務 部 長	北口 守
市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二	都 市 建 設 部 長	島村 平治
環 境 経 済 部 長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	東郷 達雄
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	船橋 登志夫
広 報 秘 書 課 長	富田 久和	総 務 課 長	中島 宗七

企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中 重樹	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	辻 昭典

議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 議第 6 0 号から議第 6 4 号まで及び議案第 6 6 号
(野洲市税条例の一部を改正する条例他 5 件)
各委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決
- 第 4 閉会中の継続審査案件の上程
(平成 1 9 年議第 3 号野洲市まちづくり基本条例)
総務常任委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第 1 意見書第 1 号 ウィルス肝炎患者の医療環境改善に関する意見書
(案)
提案者説明、質疑、討論、採決

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

議長(田中栄太郎君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 2 4 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(田中栄太郎君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 24 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しました文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、報道関係者からカメラ撮影の申し出が出ておりますので、カメラ撮影を許可することに決しましたのでご報告いたします。

(日程第 2)

議長 (田中栄太郎君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 24 番、秦眞治君、第 1 番、三和郁子君を指名いたします。

(日程第 3)

議長 (田中栄太郎君) 日程第 3、総務常任委員長及び文教福祉常任委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第 60 号から議第 64 号まで及び議第 66 号野洲市税条例の一部を改正する条例他 5 件を一括議題として、両委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第 15 番、小島進君。

15 番 (小島 進君) 皆さん、おはようございます。15 番、小島進です。

去る 6 月 12 日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6 月 18 日委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果についてご報告申し上げます。

議第 60 号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第 64 号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議第 66 号市町境界の決定に関する意見について、以上の 3 議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、全議案全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。よろしく願いいたします。

議長 (田中栄太郎君) これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (田中栄太郎君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたしま

す。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第12番、中島一雄君。

12番(中島一雄君) 皆さん、おはようございます。12番、中島一雄でございます。

去る6月12日の定例会におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第61号野洲市学校給食センター条例の一部を改正する条例、議第62号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第63号野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、以上の3議案を議題とし、詳細な説明を受け、特段の意見もなく、採決の結果、全議案全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

議長(田中栄太郎君) これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中栄太郎君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第60号から議第64号まで及び議第66号(野洲市税条例の一部を改正する条例他5件)の各議案について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第60号について、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第60号野洲市税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第60号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第61号について、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第61号野洲市学校給食センター条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第61号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第62号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第62号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第62号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第63号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第63号野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第63号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第64号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第64号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第64号は

総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 66 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 66 号市町境界の決定に関する意見については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 66 号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

(日程第 4)

議長 (田中栄太郎君) 日程第 4、閉会中の継続審査として総務常任委員会に付託しております平成 19 年議第 3 号野洲市まちづくり基本条例を議題といたします。

総務常任委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

第 15 番、小島進君。

15 番 (小島 進君) 15 番、小島進です。

平成 19 年第 1 回定例会最終日 3 月 23 日の本会議におきまして、閉会中の継続審査に付することに決定されました野洲市まちづくり基本条例の総務常任委員会における審査の経過及び結果の概要についてご報告申し上げます。

継続審査の議決以降、今日まで 2 回の委員会開催、たび重なる調査研究も数回にわたり行い、さらに先進地視察を実施する中で慎重に審査を進めてまいりました。

第 1 回目の委員会は 4 月 18 日に開催し、前回 3 月 13 日の委員会において委員から質疑等があった住民投票の年齢要件の根拠や発議の要件、最高規範性の問題、推進委員会の位置づけ、条例の呼称などについて執行部から再度踏み込んだ内容の説明を受け、質疑を行いました。

前段、本委員会として、今後の審査を進めていく上での基本的な入り口の部分で、早期にまちづくり基本条例は制定していくべきという共通の方向性を確認いただきました。

当日も、住民投票の年齢要件や最高規範性の問題、条例の呼称などについてさらに議論をするべきであるとの意見が出され、採決は行わず、次回の委員会には、具体的な文言のことも含め、各委員よりそれぞれの考え方を持ち寄っていただくようお願いし、閉会をい

たしました。

第2回目の委員会は6月1日に開催し、執行部へ最終の総括的な質疑等を行いました。その後、本案に対する修正の動議が藤下委員他1名と小菅委員から提出され、それぞれ提出者から提案理由の説明を求めました。

その修正内容について申し上げます。

藤下委員他1名の提出された修正案についてであります。1点目は、前文中の「一人ひとりの、またみんなの知恵や力が生かされるとき人は輝き、ほほえみが生まれ、ときめきを感じることから、この条例をほほえみときめき条例と称することができます」との部分であります。この条例が本市のまちづくりの最高規範であるということから、別称、愛称は不要であるとし、削除するものであります。

2点目は、第6条中、「対等な関係に立ち」という部分であります。市民と市議会が対応であるという規定は、議会が地方公共団体の意思決定機関であるということからすると、この文言は議会制民主主義を否定しかねず、また、誤解を生ずるとして削除するものであります。

3点目は、第22条の住民投票に関する発議や、16歳以上の住民を原則とする住民投票権の規定についてであります。市長がこの条例を理念条例であると位置づけられていること、また、年齢要件を18歳とする国民投票法が成立したことなどから、投票に係る具体的な内容は住民投票条例での議論にゆだねるとし、第1項及び第3項の当該部分を削除するというものであります。

4点目は、第29条の推進委員会の規定であります。委員会が市長の諮問機関であることから、委員会の審議事項は「この条例の適切な運用に関すること」と「この条例の見直しに関すること」に限定するとして、第2項第3号及び第3項を削除するというものであります。

最後に、30条中、条例の見直しに係る「委員会の意見を尊重し」の部分であります。委員会が市長の諮問機関であることから、当然、委員会の意見は尊重されるべきものであり、あえて規定する必要はないとして削除するというものであります。

続いて、小菅委員の修正案についてであります。1点目は第1条の目的についてであります。市として最高規範を定める条例の目的に人権と環境のみを中心に据えているのは不十分で、市民の安全や生活を守ること、また福祉向上に努めるという本来の地方自治のあり方や理念を位置づけるべきとして、「人権と環境を土台に」という部分を削除して、そ

の部分に「公共の福祉を念頭に置き」を加えるというものであります。

2点目は、第2条の定義についてであります。第19条、第20条の市民のまちづくりへの参加権の保障との関係であります。営利を目的とする企業、団体を市民として位置づけてしまえば、市としての政策形成や意思決定にあたり、これをゆがめるおそれがあるとして、市民の定義の中で事業者を削除し、団体を非営利団体に修正するものであります。

3点目は、第22条の住民投票制度の規定であります。住民投票に付されているものは、当然、市政の重要事項であり、住民投票の案件、内容によって投票年齢を変えることができるという規定はあいまいであるとして、「住民投票権は16歳以上の住民を原則とし」の「原則」を削除するというものであります。

その後、それぞれの修正案に対する審議を行いました。その主な内容について申し上げます。

第6条中、「対等な関係に立ち」という文言は、市民、市議会、市が立場の垣根を越えてよりよいまちづくりを創造していこうという広い意味での対等な立場であると理解するが、この文言を削除することの意味はどうかに対し、協働のまちづくりは、その前段として対等ということが当然のことであり、対等な関係という文言は力関係、上下関係を連想させ、条項に書き入れるべきでないとのことであります。

また、第22条中、発議権と16歳以上を原則とする住民投票権を削除されるが、住民投票条例ではその扱いがどうなるのかに対し、市が住民投票を実施できることをこの条例の中で担保することとし、発議要件や住民投票の年齢要件、投票結果などは別に定める住民投票条例の中で規定していこうというもので、16歳以上を全面的に否定するものではないとのことであります。

また、第29条、第30条の推進委員会の性格は、市長の諮問のみの機関とし、非常設機関に変えようとするのかに対し、市長の諮問に応じてということになるから非常設型であるとのことであります。

質疑終了後、採決を行い、まず、藤下委員他1名から提出された修正案については、採決の結果、賛成多数でありました。

次に、小菅委員から提出された修正案については、採決の結果、賛成少数でありました。

よって、本委員会として、藤下委員他1名から提出された修正案を可決することに決したものであります。

なお、修正議決した部分を除く部分は、賛成多数により原案のとおり可決することに決

した次第であります。

以上、ご報告と申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（田中栄太郎君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（質疑の申し出あり）

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。再開は時間を追って連絡いたします。

（午前 9 時 2 2 分 休憩）

（午前 1 0 時 3 0 分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、第 9 番、本田章紘君。

9 番（本田章紘君） 9 番、本田章紘でございます。

野洲市まちづくり基本条例の総務常任委員長の報告に対して質疑を行います。

議会内において、委員長の報告に対して質疑を行わねばならないことは大変残念であります。あえて、疑問を解くために質疑を行います。

3 月議会に上程されたまちづくり基本条例は、議会において十分な審議がなされていないとして継続審議を議決いたしました。6 月議会において総務常任委員会から修正案が提案されておりますが、議会及び市民に対して十分な審議がなされていないと感じられることから、審議の、もしくは検討の経過と結果について、改めて審議に要した時間、内容及び参画した対象者について、以下質問いたします。

まず 1 番目、3 月議会において審議不十分として議決した背景に、1 0 月施行であることから、9 月議会において上程し、決定する前に議会での十分な審議を行い、市民とも十分に対話していくことが大切であるとの判断がありました。今回の修正案を提出するにあたり、総務常任委員会及び議会内においてどのような審議がなされ、それぞれの時間と内容、参加した対象者、人数について説明を求めます。

2 番目、本条例の最も大切なことは、市民との対話を重視することを条例として定めることにありますが、修正案についてどのような手法で市民への説明、意見収集を行ったのか、経過と結果について説明を求めます。

3 番目、委員長名で正式に私たちの会派ネットワーク野洲に対して、まちづくり基本条例原案に対する意見書の提出が求められましたが、その他を含めて意見書は何名の議員が

ら提出されたのか、その内容と、それに対する審議の経過と結果の説明を求めます。

4番目、第22条の住民投票に関する条項の原案を変更して定めるに至った審議の経過と結果の詳細な説明を求めます。

5番目、まちづくり基本条例の原案では、市政に対する意見を幅広く求めることを目的として、住民投票権を16歳以上に与えるとして盛り込まれております。修正案ではこの条項を削除していますが、審議の内容と削除を可とした根拠並びにそれを可とした調査方法について説明を求めます。

6番目、冒頭でも述べたように、9月議会の決定でも十分に対処できるとして、3月議会で継続した経過の中で、議会における審議と市民への説明を不十分と判断しましたが、今回の修正案については市民への説明を行わず、6月議会での結論を急いだ審議の経過と結果の説明を求めます。

7番目、3月議会において各議員が質疑した内容についてはどのような審議が行われたのか、また、その経過と結果について説明を求めます。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 小島進君。

15番（小島 進君） 先ほど委員長報告の中で、29条、30条の中で、市長の諮問機関を「質問」機関と言ったので、訂正させていただきます。

それでは、委員会の経過と結果以外のお答えはできませんので、よろしく願いいたします。

それでは、本田議員の7点の質問に対するお答えをいたします。

まず1つ目、修正案を提出するにあたり、議会において審議された時間と内容、対象者、人数についてお尋ねですが、私がお答えさせていただくのは委員会の経過と結果でありまして、先ほど報告いたしましたとおりでありますので、どうぞよろしく願いいたします。

2つ目です。修正案についてどのような手法で市民への説明、意見収集を行ったか、経過と結果についてのお尋ねでございますが、委員会として市民への説明、意見収集は行っておりませんのでお答えできません。

3つ目ですけど、意見書は何名の提出されたか、その内容と、それに対する審議の経過と結果についてのお尋ねでございますが、審議を進めるにあたって、本委員会に所属されていない会派の議員並びに無会派の議員に意見をお聞きしましたので、2名の議員から提出がありました。出されましたご意見は委員全員にお配りし、委員個々の判断材料の1つ

にさせていただいたものであります。したがって、出されたご意見一つひとつ取り上げ、審議したものではありません。意見が合う部分もあれば、合わない部分もありますが、結果は修正案を見ていただければご理解いただけるものと考えております。

4番目と5番目ですけど、第22条の住民投票に関する修正案に関するお尋ねでございますが、発議権と16歳以上を原則とする住民投票権を削除するについては、削除すれば住民投票の根本的な位置づけがわからなくなるという意見、一方で、まちづくり基本条例では住民投票が実施できることだけを定め、住民投票に関する具体的な内容は別に定める住民投票条例で検討していこうという意見があり、採決の結果、委員会としては削除する修正案が可決されたものであります。削除を可とした根拠については、委員個々の判断ですからお答えはできません。

6番目ですけど、6月議会での結論を急いだ審議の経過と結果についてお尋ねでございますが、先ほど報告しましたように、4月18日の委員会で、この条例の審議を進めていく前提とし、早期にまちづくり基本条例を制定していくべきという共通の方向性が確認されており、最終的には委員個々の判断ですから、それ以上のことはお答えできません。

7番目ですけど、3月議会において各議員が質疑した内容についてどのような審議が行われたか、経過と結果についてのお尋ねでございますが、3月議会では4名の議員から質疑が行われたと記憶しております。質疑の一つひとつを取り上げて審議したものではありません。そういう内容も念頭に置き、総合的に審議を行ったものですから、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 本田章紘君。

9番（本田章紘君） ただいまの委員長の報告を聞いていると、市民に対して報告はしていません、議会内において総務常任委員会以外の委員に対しては聞き取り調査も、その議員それぞれがこの条例に対して持っている意見等も調査されていない。何を根拠に審議されたのか、非常に不可解であります。この条例の目的の第1条に、市民、市議会及び市が協働してまちづくりをしていくと、こういう方向性が示されている条例を審議しながら、審議する常任委員会ではそのことが実践されてないとしたら、何をか言わんやであると感じます。もっと市民に説明して、常任委員会としてはこう判断するのだけでもどうですかと意見と求めて、我々は議決していくことが大切ではないでしょうか。改めてお伺いいたします。

この条例がひとり歩きした背景の1つに、まちづくり基本条例とされたことによって、まちづくり自治基本条例と混同されて誤解されている部分がある。市長は答弁の中で一貫して、この条例は市民の皆さんがまちづくりに参画していただくための条例なのだと、その基本を定めているのだと、こう言われているわけですが、いまだに総務常任委員会の委員の中においても自治基本条例と勘違いされている。こういったことについてどのような審議があったのか、改めてお伺いいたします。これは大変重要なことであり、基本の部分であると解釈しております。

それから、住民投票の年齢が、これもマスコミ等で取り上げられて、16歳ということがセンセーショナルに記事になりましたが、実は質疑の中で明らかにされたことは、この16歳以上というのは限定された施策に対して投票権のみを与えると、こういうことであって、その他はすべて現国内法のとおり20歳がその基準になっていると、こういう解釈であろう。ただ、この中で16歳に投票権を与えるとした背景には、もっと幅広く、まちの市政に対して16歳以上の意見も求めようじゃないか、若い人たちの意見も求めようじゃないかということがあった。これを私たち議論する者として、念頭に置いておかねばならないことであります。実は、意見書の中に提案として、投票権と発議権は表裏一体のものであるとして、16歳が問題とするならば、国民投票法で新しく決定されたように、18歳をその年齢としてすべてフリーに投票権と発議権を与えると、このような内容の意見書を提出しましたが、そのことについて議論がなく、各議員がそれぞれで判断したとしたら、いったい何のために意見書を求め、総務常任委員会を開かれて審議されたのか疑問であります。特に、4月18日の総務常任委員会においては、特に条項の確認のみに終わり、さしたる審議がなかったと記憶しております。6月1日の1回の総務常任委員会だけでこのような内容が修正されて今日提案されていることには、非常に審議の内容に疑問を感じておりますが、先ほど申し上げた提案書の内容が具体的に審議されなかったとするならば、いったい何を審議されたのか、どういう観点からこの投票条例を審議されたのか、経過と結果の説明を求めます。

一方で、新聞記事等には、市民の皆さんに聞いたところ、16歳はやっぱり無理だと、こんな意見があったという記事もありました。そうすれば、16歳もしくは18歳がこういった市政に関わることがどういう状況にあるかという調査を行わねばならないと感ずるわけであります。委員長の報告の中にも調査活動を行いとありましたが、いったいどのような調査活動が行われたのかお伺いいたします。その調査の回数、手法、結果、データに

ついてお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 小島進君。

15番（小島 進君） 本田議員の再質問であります。一応、委員長として、先ほど委員長報告をさせてもらったとおりであります。提出した意見をどう取り上げたかについての再度のご質問もありましたが、先ほども説明させていただきましたように、委員それぞれの参考にしていただくために配付させていただいたもので、どう取り上げたかは、委員個々の判断ですからお答えはできません。それ以外、何点か、たくさんご質問をいただきましたが、最初の委員長報告をさせていただきましたとおり、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午前10時49分 休憩）

（午前10時52分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番（小島 進君） お答えいたします。

正式な委員会は4月18日と6月1日、それ以外、総務常任委員会の意見収集等、数回行っております。また、委員会の中の会派の議員とも、またいろんな調査研究を行っております。回数と言われると、合計すれば10回ぐらいはあったと思います。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 本田章紘君。

9番（本田章紘君） 冒頭でも述べましたように、議会内で本当はこんなことはやりたくないのが本音ですよ。ただ、今でも確認したように、どうやってこの修正案を導き出したのかという背景、データ、そういったものがやはり委員長の報告の中になれば、我々、議会として次に採決するわけです。皆さんどうやって採決をされるのですか。報告が具体的であって、やっぱり、こういう根拠に基づいて審議し、結論を得たのだと、こうお願いしたいわけですよ。回数、数回やりましたじゃない、何回やりました、人数は何名ですと、こういった形でお答えいただかないと、私の認識する限りにおいては、5月30日に非公開で行われた総務常任委員会の皆さんの会議がその他に1回あった。これは情報として得ておりますけども、非公開ですから議事録もないですね。そして、他の皆は知らないわけです。そして、明るる日に修正案が出されたということはどういうことなのだろうかと。最終の調整会議であったとしか見えないわけです。そして、市民の皆さん、後ろにも

たくさん傍聴に見えています。もしくは検討委員会の皆さんに対して修正することの内容を説明せずに採決してしまふ、これは問題ではないでしょうか。市民の皆さんに、先ほど何らの説明をしていないという報告がございました。これでは、議会制民主主義、もしくは市民に開かれた議会という大きな禍根を残すことになるのではないのでしょうか。改めて確認させていただきますが、付託を受けた総務常任委員会の委員の皆さんは、それぞれが自分が所属する会派だけでなく、議会全体への意見を求め、それをもとに審議されることが与えられた条件ではないのでしょうか。また、責務ではないのでしょうか。その中で、意見書を提出してくれという正式な求めをされたならば、それを真摯に委員会の議題として上げていただいて審議していただくことが、提出した議員に対する回答になるのではないのでしょうか。そして、報告をしていただくことが大切ではないですか。なぜ審議しなかったのか。用紙を配って、はい、それで終わりですとはどういうことだったのか。それだったら、提出しないのも一緒じゃないですか。何のために意見書を求めたのですか。あの答弁は大変苦しいのかもしれませんが、本当に正直なところ、どういう内容で審議をされ、何でこんなに急いで6月議会に出して議決しなければいけないのか。もっと違う要件があったのではないかと推測いたします。9月議会でも十分に間に合うし、今から修正案をもって市民の皆さんに説明してその意見を求めるならば、納得した内容で議決できる、このことを忘れてしまっているのではないのでしょうか。特に総務常任委員会の皆さん、どこに視点を置いて審議されたのか。市民の目線で審議されたのか、個々の持っている情報の範囲内でしか審議ができなかったのか、改めてお伺いいたします。

それから、私が出した提案書の中では、18歳以上に投票権、発議権共にフリーに与えると。そうしたら、住民投票というのは、投票権が重要ではなく、発議権が重要である。いかに市民の皆さんが、この問題にして我々の意見を反映させようと、投票を行っていただくことを発議する。このことを議題としてなぜ取り上げていただけなかったのか。頭から、もう削除という形になっている。ただ、議事録を見ますと、一部議員から、今回の国において可決された国民投票法を例に挙げて議論されているところはあるのですが、意見を述べてそれで終わってしまっている。議論、審議になっていない。これでは、誠に不可解な審議であったなという印象だけしか残っておりません。改めて、なぜそのような審議で今回採決に至られたのかお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 小島進君。

15番（小島 進君） 本田議員の再々質問ですが、一応、総務常任委員会に付託を受

けております。責任を持って委員と話をさせていただきました。先ほど報告させてもらったとおりであります。委員長への再三にわたるご質疑ではありますが、委員長報告に対しましては、ルールどおり、委員会の経過と結果であり、私見は入れておりません。議論すべきでないと考えますので、差し控えていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午前 11 時 00 分 休憩）

（午前 11 時 02 分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第 1 番、三和郁子君。

1 番（三和郁子君） 野洲市まちづくり基本条例に関しまして、検討委員会の 23 名の方の皆さん、そしてパブリックコメントを出されました皆様に本当に労をいただきましたことにつきまして、心からお礼を申し上げます。そこで、私、議員の皆さんに質疑させていただきます。

議第 3 号の野洲市まちづくり基本条例（修正案）についてです。

野洲市の最高規範であります 8 章 30 条から成る野洲市まちづくり基本条例が継続審査になった背景には、市民の皆様の意見、議会での議論を踏まえ、まだ議論の余地があるとの判断から継続審査となり、総務常任委員会へ再度付託されました。最高規範であるからこそしっかり整理をしつつ、審議経過や結果について私は条例案に思慮を示しつつ、若干の質問をさせていただきます。

第 1 点、この条例原案にはパブリックコメントを求めた経過があります。また、総務常任委員長は、総務常任委員会 8 名の委員に入っていない会派、ネットワーク野洲と 1 人会派の私に対し、書面で意見の提出を求められ、期限の 5 月 28 日に私は提出いたしました。その資料ですが、小島委員長より野洲市まちづくり基本条例原案に対する意見等について、平成 19 年第 1 回野洲市議会に提案され、本委員会に付託を受け、継続審査中であります。議第 3 号野洲市まちづくり基本条例の審査にあたり、ご意見等があれば文書にて 5 月 28 日月曜中に議会事務局まで提出いただきますようお願いいたしますという、総務常任委員長より意見等についてを求められました。その意見書に対しまして、私は省略いたしますが、前文に関して、ほほえみときめき条例の別称を条文より削除する。第 22 条に関して、投票権年齢 16 歳の規定には議論の余地がある。第 2 条及び 22 条に関して、22 条は権利

条項であり、住民に対する擁護の意義を第2条で規定しておくのが適正かつわかりやすい。そして、第26条に関して、見出し表記、基金の設置と性格を明確に規定する。次に、基金の管理、処分の規定を条文化しておくべきである。そして最後に、この条例の施行にあたっては、関連条項に関し別に定める複数の条例策定が必要である。その策定納期をまちづくり基本条例の中に付記すべきであるという意見書を私は5月28日、委員長あてへ提出させていただきました。私の意見書の審議内容、先に答弁がありましたが、再度、説明をお伺いいたします。

第2点ですが、6月1日開催の総務常任委員会を傍聴した限りでは、修正2案が、修正2案と申しますと、そのとき出された修正2案でございます。これは、豊政会の藤下議員、公明党の矢野議員が修正案を出されました。そして、連名で出されました。もう一件は、共産党の小菅議員が修正案を出されました。この修正2案が対峙する形で結論を求める構図となっています。少し違和感がありました。私は、市民の意見、議員の意見、総務常任委員会メンバーの意見等、総合的に審議、議論し、その結果を集大成し、総務常任委員会として修正案を導くことが自然で正常な姿ではないでしょうか。修正2案が対峙する構図となった背景と、総務常任委員会としての修正案がまとめられなかったのか伺います。

3点目、別紙26条の中では、目的と寄附金を積み立てるという規定のみの条文であり、私はこの基金の管理、処分に関する規定が必要と考えます。このままでは基金が使えないや、管理処分をどうするのか、市民は疑問を抱くこととなります。地方自治法第241条の存在を多くの市民の皆様が承知しておられるとは到底思えません。私も、今回のこの条例が出て初めて、恥ずかしいのですが知りました。ここには、地方自治法第2編の項で、第4款、基金241条、基金を設けることができる。その8に対して、第2項から前項まで定めるものの他、基金の管理及び処分に関し必要な事項は条例でこれを定めなければならないということが記しております。この26条は目的と寄附金を積み立てるという規定のみの条文であり、私は、この241条の存在をもう少し議論すべきだと思います。26条3号で、例えば、基金の管理及び処分については別に定めますといった条文を備えるべきだと思います。この点についても、総務常任委員会へ意見提出したことにかんがみ、審議経過と総務常任委員会の考えをお伺いいたします。市民にとって親切で優しい気遣いをするのが、行政、議会のモラルではないでしょうか。

第4点、住民という用語の意義を伺います。

第5点、前文に関する条文削除は評価しておりますが、先の議員と重複しますけども、

どのような議論がされたのか。第22条3項「住民投票権は16歳以上の住民を原則とし」について、別に条例で定めますの答弁ではなく、資格年齢に関してどのような審議が行われ、結果的に削除をする結論を導き出したことの説明を伺います。委員会個々の判断だから説明できないという答弁でありましたが、あえて再度お伺いいたします。

第6点、関連条例などの策定が必要ですが、納期についての議論があったのかお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 小島進君。

15番（小島 進君） 三和議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目においてですが、本田議員にお答えしたとおりでございますので、よろしくお伺いいたします。

2点目については、三和議員が言われるように1つにまとめてはいるのですが、委員個々にはいろいろな意見をお持ちでおられるので、今日はできません。よろしくお伺いします。

3点目については、執行部から具体的な内容は別の条例で定めるということから、委員会での議論はありませんでした。

4点目については、お答えする立場ではありませんので、ご理解をお伺いいたします。

5点目については、執行部の説明によると、16歳を原則としながら、案件によっては18、20歳もあるという説明がありましたから、住民投票条例にゆだねるべきとの意見はありました。

6点目ですが、委員会での議論はありませんでしたので、報告をいたします。

以上です。よろしくお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） 再質問をさせていただきます。

先ほどの委員の質問にもありましたが、委員長立場として大変な苦しい答弁で、しっかりした答弁をいただけないという覚悟の上での、この議会での質疑でございます。

住民という用語の意義は議論がなかったということですが、これは市民と住民は似て非なるものです。私は、この第22条の条文に関しましては、原案には、第22条、市は住民、ここを委員長、聞いて下さい、(市内に住所を有する人(法人を除きます))を言います。以下同じ)と、ここで住民の意義をうたっております。これが削除されております。「市議会、または市長の発議に基づき」まで削除されております。このことにより、22条の1項から3項にわたりまして、住民という用語の意義も同時に削除されたこととなります。

この条例のどこを読んでも住民という用語の意義が規定されていないこととなり、住民という意味不明の言葉だけがひとり歩きするという重大な、重要な条文上の不備が生じたと思っておりますが、総務常任委員長、どのように判断されるのかお伺いいたします。

そして、私は、この住民という用語の意義が規定されないままこの条例施行が行われたとしましたら、市民から問い合わせや不備の指摘があるのではないかというふうに考えます。これは、最高規範となる案件の継続審査を経ての条例です。このまま議決を求めるには問題であり、議会として何らかの解決策を講じなければならないと思慮いたしますが、委員長の答弁、再度求めます。

議長（田中栄太郎君） 小島進君。

15番（小島 進君） 三和議員の再度の質問であります。一応、委員長報告をさせていただいたとおりであります。それ以外は、委員長の私見としては申し上げられません。

以上、よろしく願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） 委員長の答弁はもうわかっているのです。委員長報告したとおりでありますということはわかっているのですが、議員として全員協議会で、全員で、こういう最高規範である、こういう大事な条例が、全議員で、全協で議論がまずされなかったということにつきまして、すごく残念に思っております。そして、1人会派の私ですのでしっかり意見書も出し、そこで意見を皆さんで、総務常任委員会で諮っていただけると信じて、私は寝ずに考えておりました、ずっと。その答えがこういう総務常任委員会の答弁ということについては、非常に残念でなりません。これは、これまで検討委員会、パブリックコメントを通しての、今回これが最終の議決になる、今日当日を迎えているわけです。そこで、私は野洲市まちづくり基本条例に反対するものではありませんが、この条例が最高規範であるからこそ、議会の責任と完成度が問われます。私は、この案件に対しまして、継続案件にするための緊急動議を発議し、第2条に住民の意義を加筆し、修正案を再提案する道もあるかと考えます。このことを提言して、お考えをもう一度お聞きいたします。もし再審議の機会が得られるのであれば、26条に基金の管理及び処分に関しては別に定める旨を3号として加筆することもあわせて審議願えることを切望いたしまして、討論はいたしません。ここで十分な質疑をさせていただきました。意見書も提出させていただいております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 小島進君。

15番（小島進君） 再度の質問ですけど、それ以外のことをお答えできませんが、総務常任委員会に付託を受けました以上、総務常任委員会8名が責任を持って審議をさせていただきます結果を報告させていただいたとおりでございます。

どうかよろしく願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 次に、第16番、野並享子君。

16番（野並享子君） 第16番、野並享子です。

ただいま議題になっています議第3号野洲市まちづくり基本条例について、質疑を行います。

そもそも、このまちづくり基本条例というのは、まちづくりの目標を定め、誰が担っていくのか、そして、担うべき市民の参加や権利や義務を明確にしてまちづくりを進めようという、そういう基本の中でつくられ、言葉を言い換えれば市民参加条例であろうかと思えます。検討委員会やパブリックコメントなど、この間、多くの方々が関心を寄せていただき、議論をされて、最終段階の、今回のこういう形の修正案が出されたわけですが、この修正案に対して委員長報告に対しての質疑をさせていただきます。

藤下委員他1名の修正案で第6条におきまして、対等な関係を削除するという、それに対して委員長報告では、協働のまちづくりは、その前段として対等ということが当然のことであり、対等な関係という文言は力関係、上下関係を連想させ、条項に書き入れるべきではないという、こういう報告でありました。協働のまちづくりを推進するには、対等の立場は当然ではないでしょうか。なぜ、対等の関係がだめなのか、この立場を否定すれば、条例制定の趣旨、まちづくりの基本理念を否定するもので、民主主義に否定をしていくということになってしまいます。議案質疑の中でそういった意見等はなかったのでしょうか。答弁を求めます。

第22条の住民、市議会、市長の発議の削除と、また16歳投票の削除についてであります。これも委員長報告の中で、市が住民投票を実施できることをこの条例の中で担保することとし、発議要件や住民投票の年齢要件、投票結果などは別に定める住民投票条例の中で規定していこうというもので、16歳以上を全面否定するものではないという、これだけの委員長報告でありました。16歳を否定するものでないとか、住民投票条例の中で規定していくものということをするのであれば、どうしてこのものを削除する必要があったのでしょうか。それにゆだねるとしても、別に削除する必要がなかったのではな

いか、そういった意味で、委員会での議論、説明はどのようなものがされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、第29条、推進委員会について、市長の諮問機関ということで見直しに、そういう形で限定するというので、30条での委員会の意見は尊重しということ削除されるというようなことは、結局、推進委員会そのものを形式の委員会にしてしまうことではないのでしょうか。市民の提言、意見はどのように反映をされるのでしょうか。委員会ではどのような議論がされたのでしょうか。この点をお尋ねいたします。

議長（田中栄太郎君） 小島進君。

15番（小島 進君） 野並議員の3点の質問に対してお答えいたします。

まず、1点目の対等な関係についてですが、私の方からその是非はお答えできません。先ほど報告したとおりの意見のやりとりの一部を紹介したまでです。ご理解を願います。

2点目、3点目ですけど、これは本田議員にもお答えしたとおりでございますが、2点目の16歳投票権の削除については、審議の一部を報告いたしましたので、削除の理由についてはお答えできません。

3点目の推進委員会については、諮問機関として修正された意見、提言の反映については市長が判断されるものと考えております。

以上、お答えといたします。よろしく願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午前11時29分 休憩）

（午前11時33分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小島進君。

15番（小島 進君） 小菅委員から出された、共産党から出された修正案については、11回の議論を繰り返しました。その中で、今回、藤下さんのを見ると重大な後退、先の言葉なんですけど、条例の骨抜きは何でもないという言葉も小菅委員からいただいて、こういう重大な後退、骨抜きは極めて問題であるということも言われております。この中で、また、第6条の協働のまちづくりのところ「対等な観点に立ち」を削除と言われましたが、これは藤下さんも、それはそれで当然だと言われました。しかし、一方で、議会側の意思決定機関、議会制民主主義を否定するものではないかというようなことを確かに言われたとおりのと思いますが、この「対等な関係に立ち」という文言です。これをどういふ

うに理解するのかということも、議論としてされております。この意見のやりとりが十何回やりとりいたしまして、先ほど委員長報告といたしましたとおりでございますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 野並享子君。

16番（野並享子君） 今、私の質問に対して委員長から答弁がございました。

私も総務常任委員会に出席しておりません。傍聴に来られている方も総務常任委員会に出席をされておられなければ、今回出された修正案に対してどんな議論の中で賛成多数になったのかという、そういう過程がわからないというのが現状ではないでしょうか。やはり、議論の中で出した修正案が、それはそうだなという、やはり説得力、みんなに対する納得、そういうのが形成されてきて初めて賛成多数で可決されたというのだったらわかるのですよ。けれど、今お聞きしている内容ではさっぱりわかりません。国会と同様、数の力で押し切るだけというのはやめていただきたい。出した修正案が、本当にみんなが納得できるようなものだったら、ここでこんな議論にならないのですよ。重要な部分で削除がされて、条例そのものが後退してしまって、本当に、今一部の紹介で言われた骨抜き、重大な問題だというように、私たちもこの修正案を見て感じるのです。市民の皆さんも、また、これまで検討委員会で本当に一生懸命この条例案をつくられた方々が修正案を見て、いい修正が出たなと思われるとは思えないのです。骨抜き違うか、一生懸命つくったのにという思いと、私は違うのかなと思うのですよ。市民の皆さんが、本当に素晴らしい修正案を出してくれたというような内容になるような議会でなければならぬと私は思います。議会の権威ばかり言って、対等関係が議会をないがしろにする、対等では議会制民主主義の否定につながるというようなことを修正理由で出されるという議会の権威、バッジだけを権威としてされているようでは、協働のまちづくりなんて一緒にできませんよ。今回、委員長の今の答弁、もうこれ以上、何回聞いても同じことの繰り返しになるかと私は思いますので、本当に市民のみんなが納得いくような状況になるような議会にならなければと私は思います。

以上で終わります。

議長（田中栄太郎君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、閉会中の継続審査、平成19年議第3号について討論を行います。

討論はございますか。

（発言する者あり）

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 42 分 休憩）

（午前 11 時 53 分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、第 9 番、本田章紘君。

9 番（本田章紘君） 9 番、本田章紘でございます。

先の質疑で、十分な審議がなされていないことと、市民への説明がゼロであることが判明いたしました。まちづくり基本条例の修正案に対して、反対の立場で討論を行います。

先の 3 月議会において、議会における審議が不十分であるとして継続審議になりましたが、今 6 月議会に上程された修正案は、原案以上に審議不十分であると感じます。付託を受けた総務常任委員会においては、継続審議となった問題点について、各議員の意見を集約して常任委員会の審議に臨むべきであったと考えます。委員長名で意見書の提出を求めながら内容の確認はなく、非公開の審議ではどこまで理解し審議されたのか不明であります。また、市民、そして検討委員会に対する情報の聞き取り調査は行われていないことから、開かれた議会の審議ともなっていないと判断いたします。第 1 条に、市民の知恵や力をまちづくりに生かすと定めながら、また、市民、議会及び市がその特性を生かし、相互に補完しながら、よりよいまちを創造するまちづくり基本条例の基本姿勢を審議する過程においてこのことが全く忘れ去られ、市と市議会が協働することなく、市民は横に置かれてこの修正案が上程されていることは、本条例の基本姿勢が疑われるものであります。

以上の背景を踏まえ、審議不十分のままな 6 月議会での結論を急いでいるのか、背後にいかなる理由があるのか、市民への説明も不十分なまま修正案が採決されようとしていることは、議会の民主制が十分に守られていると言えるのか疑問であります。このことは議会にのみ責任があると言えず、市当局においても、継続審議になった段階から条例の基本姿勢を忘れ、協働してよりよい条例をつくる努力がなされなかったことは、市民の目線を忘れた結果となっています。何のためのまちづくり基本条例を定めようとしているのか疑問であります。住民投票の条項は、原案では、限定した施策のみに 16 歳からの投票権のみ与えるとしていることから、発議権については現在の法で定められている 20 歳からの条件と何ら変わらないことが議案質疑の過程で判明いたしました。検討委員会に参画した市民の方々の根本にある、もっと若い人たちの意見を市政に反映しようとの思いが 16

歳に投票権を与える内容となっているわけですが、審議の過程ではこの市民の思いも忘れられているのではないのでしょうか。憲法改正を行うための国民投票では18歳からの投票権を与えることが決定されました。当市のまちづくり基本条例においても、市民の思いを大切にすれば、投票権と発議権を18歳以上とする審議が市民を含めてなされるべきであり、修正案を含めてさまざまな角度から市民の意見を確認する時間を十分とるべきであると感ずます。

最後に、市民の市政への参画を限定して定めたまちづくり基本条例が、市政全般の基本理念を定めるまちづくり自治基本条例と誤解されやすいこととあわせて、新修正案は議員全員が共通の認識で採決に臨むことができない議論の結果であり、結果を急いだ余り、市民の目線が失われた修正案に反対いたします。

議長（田中栄太郎君） 次に、第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。

私は、議題となっております野洲市まちづくり基本条例の修正案に対しまして、賛成の立場で討論を行います。

まずはじめに、まちづくり基本条例検討委員会のメンバーの皆様には、昨年6月の検討委員会発足から、今年1月市長に答申されるまで真剣に野洲市の協働のまちづくりにつきましてご議論を賜り、すばらしい答申案をまとめていただきました。そのご努力に対しまして心より感謝申し上げます。お疲れさまでございました。

さて、3月議会では住民投票などの内容もありましたが、検討委員会の議論の過程において、議会との意見交換もなかったことや、野洲市の憲法を定めるという大切な条例審議が十分な審議時間もとれていないことなどから、拙速に結論を出すべきでないとの考えが大勢を占め、継続審議となったものと承知をしております。今回の総務委員長報告は、市民の方々のご意見をお聞きする中で、総務委員会で本会議休会中もたび重なる審査を続けられ、先行して自治基本条例を制定された大和市、草加市への調査を進められた中で、議論を尽くして可決された修正案でございます。

総務委員会の審議は民主的に行われ、地方自治法に規定される議会制民主主義の否定につながりかねない部分について幾つかの修正動議があり、賛成多数で可決されましたが、今後、協働のまちづくりのエンジンとして、我々も守り育てていかなければなりません。

さて、委員会で調査をされました神奈川県大和市は、自治基本条例、新しい公共を創造する市民活動推進条例、各種協働事業、市民自治区、住民投票条例、市民参加推進条例な

どなどの政策で全国的に有名で、16歳の住民投票を施行されている唯一のまちであります。しかし、本年4月の選挙によりまして市長が交代をいたしました。そのことによって、政策は大きく方向転換することになったようであります。新市長は、6月1日の大和市議会第2回の定例会の所信表明で、そのことをはっきり述べられております。その幾つかポイントを紹介いたしたいと思えます。

これまでの数年間、大和市では、幾つかの先進的と言われる政策を取り入れてきたところですが、そのかじ取りに対し、市民は今回の市長選挙を通じ、異を唱えているものと理解をしております。

2つ目ですが、公共を担う主体はあくまで行政であり、その進め方については、民主的に選ばれた議会の皆様によってチェックしていただくのが大原則であると考えます。

3つ目です。市民自治区などこれまでの政策については、一度立ちどまって見直すことが肝要と考えております。

4つ目です。走り始めていた政策は検証を行い、問題を取り除き、時には抜本的な修正を加え、その上で、新たに目指すべき政策に着手しなければならないと考えています。

5つ目です。既に条例が施行された内容であっても柔軟に対応すべきであり、私は、条例自体を見直すことも辞さない覚悟で大胆に取り組んでいきたいと考えております。

6つ目です。市の職員に対しては、頭の中をリセットして考えるよう話しておりますなどなどと述べられております。

このような方針転換のもと、早速、今年度、既に市民公募を始めていた事業を休止とするなど、多くの事業をストップし、見直しを進められているようでございます。大和市の地元の詳しい実情についてはわかりませんので軽々なことは申し上げられませんが、新市長の所信表明などを拝見する限りでは、政策形成に際しては賛否両論、いろんな意見、議論があって当たり前のご話でございますが、十分慎重に行政運営を進めたい、そういう方向転換であろうと考えます。

話を我々の野洲市に戻しますが、先ほど来、委員長報告に対しまして3人の、本田議員、三和議員あるいは野並議員、それぞれの立場で、それぞれの考え方でいろいろ質問がございました。今回修正をされました野洲市まちづくり基本条例も完璧なものではなく、例えば第26条の基金の設置や、29条の野洲市まちづくり基本条例推進委員会の設置につきましては今後も議論が必要でありますし、共に実施にあたりましては、要綱だけでなく住民投票と同様に条例で別に定めるなど、十分慎重な姿勢が必要であると考えます。政府は、

国家のあり方や教育、家庭、コミュニティーなどの立て直しを図り、美しい国日本の創造に努められております。野洲市でも、この条例を契機として、押し付けすることなく、市民の代表たる議会を尊重することを大前提とし、加えて、幅広く市民の意見を聞く場を設けることなどを基本に、これからの行政を進めていただきたいと思います。

この条例によりまして、議会制民主主義を前提として、市民権、地域権の確立、市民優先の協働政策の形成など、5万市民がほほえみときめく輝かしい野洲市になりますことを願い、また我々もそのリーダーになることを誓い、賛成討論といたします。

ありがとうございました。

議長（田中栄太郎君） 次に、第17番、小菅六雄君。

17番（小菅六雄君） 野洲市まちづくり基本条例の修正案について、私は反対討論を行います。

本市におきまして、この基本条例制定についての経過を見ますと、合併後の平成17年、市民活動促進委員会が設置され、また昨年には条例検討委員会が設置、この間、委員の皆さんによる協議が行われてきたものでありまして、今年1月5日、検討委員会として条例案が市長に答申、提言されました。

基本条例は住民自治を基本に、野洲市のまちづくりを推進する上で重要な条例となります。また、まちづくり基本条例は、今日の地方分権の広がり、また本市においては合併後のまちづくりをどのように推進するのかが問われている中での制定であります。

この中で最も大事なことは、ともすれば、これまでの行政の施策、意思決定は行政や議会が主導して推進してきましたが、これを市民参加でいかに進めていくのかが大事なことであります。にもかかわらず、本修正案を見ますと、市長提案の条例案の中心をなす市民の参加と権利を大事なところで根本的に否定し、条例案から削除しています。これでは、これまでの検討委員会が検討の上検討を重ねたまちづくりの基本を根本的に否定するものでありまして、二重の否定であります。誤りであります。私は、このような重大な後退は条例の骨抜きでありまして、断じて許されないと思います。

提案されております市長提案の基本条例の構成は、大筋で見ますと、1点目にまちづくりの方針と目標、2点目にそれを担う主体、3点目に推進するための市民の権利と参加になっていると思います。そこで、1点目に修正案を見ますと、第6条、協働のまちづくりの項では、「市民、市議会及び市は目的を共有し、その特性を生かし対等な関係に立ち、相互に補完し合いながら、よりよいまちづくりを創造します」の条文文言のうち、「対等な関

係」を削除するとしています。この削除は全く理解できないものであります。

先ほど来ありましたように、削除修正の理由では、市議会が地方公共団体の意思決定機関であり、対等な関係というこの文言は議会制民主主義を否定しかねず、また誤解を生じるために削除する。つまり、議会制民主主義を否定する条項だというものであります。私は、このような指摘は全くあたらないと思います。この第6条の趣旨は、協働のまちづくりを進めるにあたり、市民、市議会、市の3者が広い意味でこの立場の垣根を越え、よりよいまちづくりを創造していこうというものでありまして、何ら市議会の役割を否定したものではありません。あえて言いますと、第3章12条には、市議会の役割をここで明確に規定しており、市議会が意思決定機関としての機能を規定していることが条文化されており、議会の役割を何ら否定しているものではありません。にもかかわらず、筋違いの理由でこれを否定することは誤りでありまして、それどころか、市民、市議会、市が目的を共有し、特性を生かし、補完しながらまちづくりを創造し、協働のまちづくりを推進するには、対等の立場で推進するのが当然ではないでしょうか。この立場を否定するというのであれば、条例制定の趣旨、まちづくりの基本理念をも否定するもので、それこそ民主主義否定と言わなければなりません。

2点目に、第22条の住民投票条例の項についての修正であります。この削除修正も大きな問題であります。そもそも、住民投票制度は、住民が市政に参加するにあたり、そのときどきの市の重要施策について、その意思を表明することのできる重要な制度的保障であります。市長提案では22条の冒頭部分で「市は住民、市議会、市長の発議に基づき、市政に関する重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます」としていますが、修正案では「住民、市議会、市長の発議に基づき」の部分削除、また、「住民投票権は16歳以上の住民を原則とし」の部分削除し、「住民投票に関する事項は別に定める」という規定だけにするものであります。

私は、今回の削除修正の動機は、住民投票制度そのものを否定する姿勢が背景にあるのではないかと推測します。また、総務常任委員会の議論では、一応、住民投票制度や16歳以上の規定そのものは否定しないと言われましたが、この間の議論を聞いている範囲では16歳の規定、これは16歳では判断能力がない、また案件ごとに投票年齢を定めたらよいとして、明確な今後の考えを示されませんでした。本音は16歳規定の否定ではないでしょうか。今回、16歳の規定について議論があるのは事実であります。義務教育を終了し、その意味では社会参加は可能であります。私は、16歳規定は妥当と考えていま

すが、あえて言いますと、今日の社会的、政治的、経済的な事件、不正から、これらの問題が多発する中、大人社会こそ判断能力の欠如が見られ、社会的判断の常識とは何かを研さんする必要があるのではないのでしょうか。一般的に、これまでの20歳から16歳にすることは、まちづくりへの参加をふやすものでありまして、民意の拡大であり、基本条例本文から削除すべきものではありません。

さらに、住民投票の発議権を定めた「住民、市議会、市長の発議に基づき」を削除して、これを住民投票条例にゆだねたらいいという主張であります。これについても、住民投票条例でどのような方向をもってゆだねるのか、位置づけるのかという点でも、先の総務常任委員会の答弁では私は明確な答弁はなかったと思います。本来、まちづくり基本条例において、住民投票制度に関する規定は、市民全体が直接参加する基本部分の規定であります。つまり、住民投票制度と発議権、結果の尊重規定、そして投票権であります。私はこの件では大筋、最低必要な条項を定めた本条例22条の文言は妥当と考えますし、また、「16歳以上を原則とする」の原則についてはあいまいな規定で問題と考えますが、全体としては住民投票制度を否定する条項として良と考えています。にもかかわらず、発議に関する事、また16歳規定を削除することは、そもそも、住民投票制度否定の発想からの考え方であり、賛同できません。

さらに、29条及び30条の削除修正についても、市民参加を根本から否定する問題であります。この29条は、条例を守り、育て、実行性を高めるため、野洲市まちづくり基本条例推進委員会を設置し、条例の適切な運用と見直しに関する事について諮問すること、また、これ以外にも市長が必要と認める事項に関する事や、条例を守り、育てる上で必要な事項について、推進委員会として市長に提言することができる事を規定しています。同じく、30条では、委員会の意見を尊重する規定であります。この条項、文言は、市民がまちづくりに参加し、条例が実効性、運用について市民の立場から主張できる組織的保障の規定であり、まちづくりを推進する上で当然の規定と考えます。ところが、修正案では、市民参加に関わる部分を全面的に否定し、削除しています。提案者の答弁では、委員会の審議事項は、「この条例を適切な運用に関する事」、それと「この条例の見直しに関する事」に限定し、諮問のときのみ開催で非常設機関にするというものであります。そもそも、ご承知のように、今回制定しようとしている野洲市まちづくり基本条例は、本市の最高規範を定める条例でもありますが、それだけに、市民の制度的、組織的な参加、権利の保障は明確に位置づけられなければなりません。にもかかわらず、これを否定し、

市民参加を排除する今回の修正は容認できないものであります。

以上、今回の修正案の問題点を指摘しましたが、この際、私は市長にも一言申し上げます。このように市民参加と権利を否定するかのような主張がありますが、総務常任委員会で修正案が可決されたときの市長のコメントでは、市民の条例検討委員会がまとめた案が通らなかったのは残念としながら、まちづくり条例成立後に策定する住民投票条例では、削除された原案の文言を生かしたいと表明されています。この主張に沿い、まさに市民参加の権利と保障する条例の運用と住民投票制度を今後求めていくものであります。

同時に、私は、だからといって今回の市長提案の条例案がすべてよしの立場ではありません。総務常任委員会では、まちづくりの目標に、公共の福祉を念頭に置くことを中心にすること、また、市民の定義に対しては、営利を目的とする事業者を削除すること、また、住民投票制度においては16歳以上を原則とすることについて、原則を削除して、文字どおり16歳以上を対象にすることを求めました。

なお、最後に一言申し上げます。この野洲市まちづくり基本条例制定に臨む私の立場、すなわち日本共産党市会議員団の立場について、一言申し上げます。

前段にも申し上げましたように、本条例は、野洲市のまちづくりについて、また、その中で市民の参加と権利を定める上で極めて重要な条例であります。よって、私どもは、これまで市議会一般質問でも、市長に対して条例のあり方を質問もしてまいりました。また、本条例案が提出されるにあたり、広く市民の皆さんにも広報を行い、さらにご意見をお聞きしてきたものであります。その身に立って、議会論戦に臨み、修正案も提出してまいりました。よって、先の三和議員の、先の総務常任委員会で2つの修正案だけが対峙し、市民の声が反映されていないかのような主張がありましたが、少なくともその主張は私どもの会派にはあたらないことをこの際、明確に表明しておきます。

以上の理由で本修正案には反対といたします。

議長（田中栄太郎君） 以上で討論を終結いたします。

（「議長」の声あり）

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午後12時21分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、第8番、西本俊吉君から、ただいま議題となっております閉会中の継続審査、

平成19年議第3号野洲市まちづくり基本条例について継続審査を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りします。

本動議に賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立少数であります。よって、本動議は否決されました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

閉会中の継続審査、平成19年議第3号野洲市まちづくり基本条例の総務常任委員長の報告は修正であります。閉会中の継続審査、平成19年議第3号野洲市まちづくり基本条例、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立多数であります。よって、閉会中の継続審査、平成19年議第3号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後1時32分 休憩)

(午後2時14分 再開)

議長(田中栄太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、提出されました意見書第1号ウイルス肝炎患者の医療環境改善に関する意見書(案)を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中栄太郎君) ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号ウイルス肝炎患者の医療環境改善に関する意見書(案)を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

(追加日程第1)

議長(田中栄太郎君) 追加日程第1、意見書第1号ウイルス肝炎患者の医療環境改善

に関する意見書（案）を議題といたします。

それでは、意見書第 1 号につきまして、提出者の説明を求めます。

第 1 2 番、中島一雄君。

1 2 番（中島一雄君） 1 2 番、中島一雄でございます。

ただいま提出させていただきました意見書（案）を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

ウイルス肝炎患者の医療環境改善に関する意見書（案）。B 型・C 型ウイルス肝炎感染者は、全国で 2 0 0 万人から 3 0 0 万人と推定されています。肝硬変から肝がんへと進行することが多いウイルス肝炎の感染者、患者の方々は、長期にわたる継続的な医療が必要であり、中には高額な医療費の負担で苦しむ方もいます。また、いまだ就労、就学など、さまざまな面で社会的な差別や偏見にさらされている現実もあります。C 型肝炎感染者、B 型肝炎感染者のその大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換などの不潔な医療行為による感染、すなわち医療性によるものと言われており、野洲市の肝炎ウイルス検診の受診者から類推すると、B 型・C 型とも、野洲市民の 4 0 歳から 7 4 歳の感染者は 1 7 0 人前後とも考えられ、肝炎患者の早期発見、治療につながるために、感染リスクの高い 4 0 歳以上の対策も喫緊の課題と言えます。

B 型肝炎については、集団予防接種による B 型肝炎ウイルス感染被害者が国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が昨年 6 月 1 6 日に言い渡され、この判決では国の行政責任が認められました。また、C 型肝炎についての薬害肝炎訴訟でも、昨年 6 月 2 1 日に大阪、8 月 3 0 日に福岡の両地裁が相次いで、国の行政責任、製薬企業の不法行為責任を認める判決を出しました。

B 型・C 型肝炎は慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気であり、1 年間の肝臓がんによる年間死亡者数は 3 万人を超え、その 9 割が B 型・C 型肝炎です。一方、ウイルス肝炎は近年の医学技術の進歩により、引き続き難治性であるものの、ウイルスをなくしたり、進行を遅らせたりすることも望める疾患ともなっています。政府並びに国会におかれましては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な処置を講じられるよう強く要望するものであります。

記、1、感染の可能性のあるものについて、広く検査の勧奨を再度行うこと。2、ウイルス肝炎検査体制の充実を図ること。3、ウイルス肝炎の新たな治療方法の研究、質の均一化された診療体制の整備を図ること。4、ウイルス肝炎治療患者に対する相談、支援体

制を講じること。5、ウィルス肝炎に関する誤解や偏見をなくすため、普及、啓発活動を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成19年6月22日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣あて、野洲市議会議長、田中栄太郎。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 提出者の説明が終わりました。

それでは、意見書第1号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

議長（田中栄太郎君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号ウィルス肝炎患者の医療環境改善に関する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中栄太郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任することに決定いたしました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 平成19年第2回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る6月4日に招集をさせていただき、本日に至りますまで19日間でございます。提案をさせていただきました案件、専決処分につき承認を求めることについて8件、条例関係5件、財産の取得について1件、市町境界の決定1件、人事案件1件、合計16議案をご審議いただき、全議案とも原案のとおりお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。

また、継続審査となっておりますまちづくり基本条例につきましては、修正案が可決されましたところでございます。本条例に関しましては私の思い入れがございまして、合併以後、これまで総合計画や国土利用計画等、まちづくりの骨格となる重要な数々の計画づくり、いわば土俵づくりの時期として位置づけてまいりました。そして、その集大成として、また市長選挙の公約として、このまちづくり基本条例の制定に向け、これまでの取り組みを踏まえ、先の3月定例議会に提案をさせていただいたところでございます。

しかし、議会、行政、市民が一体となってまちづくりを進めていくためにも、ここは十分な審議が必要との理由で継続審査となり、議論を重ねていただきました。このことは真摯に受けとめさせていただきながら、1日も早い成立を願っております。

本日、本条例に対するいろいろな意見がある中、修正案を可決いただきました。私も長い行政経験がありますが、初めての経験でございます。我々行政だけで取り急ぎ策定したのではなく、多くの住民や団体の代表をなされる方たちが時間をかけて熱心に議論され、策定された案を尊重し、市の原案としてとりまとめ、提案をさせていただいただけに、率

直なところ残念な思いがいたす次第でございます。しかしながら、議会として十分検討いただき、修正案を取りまとめていただきましたので、本条例の意図するところは十分ご理解いただいていると思っております。

いずれにいたしましても、今後のまちづくりを進めるために、市民と行政、議会が一体となって、人権、環境、協働、そして住民参加のまちづくりを基本とするこの条例の成立は非常に意義深く、分権改革、さらに権限委譲による新しいまちづくり、いわば住民自治の新たな一步を踏み出すものと私は確信をいたしております。

一方、一般質問におきましては、それぞれご意見やご提言を数多くいただきました。これらのご意見やご提言を尊重する中で、市政運営にあたってまいりたいと考えております。

さて、いよいよ暑さも増してまいります。また、参議院選挙が近づいてまいりましたが、皆さんにおかれましては健康には十分ご留意をいただきまして、今後とも市政運営に一層のご指導、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げますと共に、野洲市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

議長（田中栄太郎君） これをもって、平成19年第2回野洲市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。（午後2時27分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年6月22日

野洲市議会議長 田 中 栄太郎

署 名 議 員 秦 眞 治

署 名 議 員 三 和 郁 子